＜記載例Ⅱ―Ⅶ＞

法第８条第１号の技術上の基準に関する事項

（一般則第７条の２第1項の技術上の基準に対応する事項：液化天然ガススタンド）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 第６条第１項の準用（第７条の２第１項第１号） | 第６条第１項第１号，第９号から第21号まで，第26号，第27号，第38号から第41号まで及び第43号の基準に適合します。 |  |
| 境界線・警戒標(第６条第1項第1号) | １　事業所の境界線を（　　　　　）により明示します。２　警戒標は外部から明瞭に識別できる大きさで事業所の出入口付近に掲げます。３　一部のみが高圧ガス保安法適用施設のときは，製造施設の周囲に警戒標を掲げます。 | 添付書類№ |
| 製造設備の室の構造(第６条第1項第9号)  | 製造設備を設置する室は，ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とします。該当欄に○印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 空気より軽い可燃性ガス |  | 　開口部は十分な面積があり，２方向以上ある。 |
|  | 　換気装置があり正常に作動可能 |
| 空気より重い可燃性ガス |  | 　開口部は十分な面積があり，床面まで開口し，２方向以上ある。 |
|  | 　床面近くに吸気口を備えた換気装置があり，正常に作動可能。 |

 | 添付書類№ |
| ガス設備の気密な構造(第６条第1項第10号） | ガス設備（高圧ガス設備及び空気取入口を除く。）は，気密な構造とします。 | 添付書類№ |
| 高圧ガス設備の耐圧性能(第６条第1項第11号） | 　高圧ガス設備は，次のいずれかの性能を満たします。□　液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格□　空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格□　経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法，試験設備，試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格□　特定設備については，特定則第34条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った耐圧試験に合格した特定設備であって，使用開始前のもの | 添付書類№ |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 高圧ガス設備の気密性能(第６条第1項第12号） | 　　高圧ガス設備は，次のいずれかの性能を満たします。□　常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格□　又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法，試験設備，試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格□　特定設備については，特定則第35条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った気密試験に合格した特定設備であって，使用開始前のもの | 添付書類№ |
| 高圧ガス設備の強度(第６条第1項第13号） | １　高圧ガス設備は，常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し，当該設備の形状，寸法，常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力，溶接継手の効率等に応じ，十分な強度を有します。２　特定則第１２条及び第５１条の規定に基づく強度を有し，若しくは高圧ガス設備の製造技術，検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有します。 | 添付書類№ |
| ガス設備に使用する材料(第６条第1項第14号） | ガス設備（高圧ガス設備を除く。）には，ガスの種類，性状，温度，圧力等に応じ，当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し，安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。 | 添付書類№ |
| 高圧ガス設備の基礎(第６条第1項第15号） | １　高圧ガス設備（配管，圧縮機，ポンプ等を除く。）の基礎は，不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものとします。２　貯槽（貯蔵能力100ｍ3又は1ｔ以上）の支柱（支柱のない貯槽にあっては，その底部）は，同一の基礎に緊結します。 | 添付書類№ |
| 貯槽の沈下状況の測定(第６条第1項第16号） | 　貯槽（貯蔵能力100ｍ3又は1ｔ以上）は，その沈下状況を測定するための措置を講じます。 | 添付書類№ |
| 高圧ガス設備の耐震設計(第６条第1項第17号） | 塔（当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが5m以上），貯槽（貯蔵能力が300ｍ3又は3t以上）及び配管（告示で定めるものに限る。）並びにこれらの支持構造物及び基礎は，設計地震動，耐震設計構造物の応力等の計算方法，耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他告示で定める耐震設計の基準により，地震の影響に対して安全な構造とします。 | 添付書類№ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 高圧ガス設備の温度計(第６条第1項第18号） | １　高圧ガス設備に，告示で定めるところにより温度計を設けます。２　当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができるような措置を講じます。　　　　　　　　　　 | 添付書類№ |
| 高圧ガス設備の圧力計及び安全装置(第６条第1項第19号） | １　高圧ガス設備に，告示で定めるところにより圧力計を設けます。　　　　　　　　　　　　２　高圧ガス設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に，直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。 | 添付書類№ |
| 安全装置の放出管(第６条第1項第20号） | １　安全装置のうち，安全弁・破裂板には，放出管を設けます。　　　　　　　　　　　　　　２　放出管の開口部の位置は，放出するガスの性質に応じた適切な位置とします。1. 貯槽に設けたものは，地盤面から５ｍ以上又は貯槽の頂部から２ｍ以上の高さで，火気となるもののない安全な位置とします。
2. その他の高圧ガス設備に設けたものは，近接する建築物又は工作物（火気取扱施設にあっては８ｍ以内，その他の場合にあっては５ｍ以内にあるもの）の高さ以上とします。
 | 添付書類№ |
| 可燃性ガス低温貯槽の負圧防止(第６条第1項第21号） | 低温貯槽には，貯槽内部の圧力が外部の圧力より低下することにより貯槽が破壊することを防止するための措置を講じます。 | 添付書類№ |
| 電気設備(第６条第1項第26号） | 高圧ガス設備に係る電気設備は，その設置場所及び当該ガスに応じた防爆性能を有する構造とします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 機器名称 | ガス名 | ０種・１種・２種場所別 | 必要防爆性能 | 計画防爆性能 |
|  |  | ０種・１種・２種 |  |  |
|  |  | ０種・１種・２種 |  |  |
|  |  | ０種・１種・２種 |  |  |
|  |  | ０種・１種・２種 |  |  |

 | 添付書類№ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 保安電力等(第６条第1項第27号） | １　対象設備に停電等により当該設備の機能が失われることのないよう保安電力等の措置を講じます。※　該当欄に○印を記入

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　保安　　電力　　　等設備 | 買電 | 自家発電 | 蓄電池装置 | エンジン駆動発電 | スチームタービン駆動発電 | 空気又は窒素だめ |
| 自動制御装置 |  |  |  |  |  |  |
| 緊急遮断装置 |  |  |  |  |  |  |
| 散水装置 |  |  |  |  |  |  |
| 防消火設備 |  |  |  |  |  |  |
| 冷却水ポンプ |  |  |  |  |  |  |
| 水噴霧装置 |  |  |  |  |  |  |
| 毒性ガス除害設備 |  |  |  |  |  |  |
| 非常照明設備 |  |  |  |  |  |  |
| ガス漏えい検知警報設備 |  |  |  |  |  |  |
| 通報設備 |  |  |  |  |  |  |
| 過充塡防止装置 |  |  |  |  |  |  |

２　非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものにあっては，常時使用できる予備電池を保有します。 | 添付書類№ |
| 静電気の除去措置(第６条第1項第38号） | １　製造設備には静電気を除去する措置を講じます。　　　　　　　　　　　　　　　　　　２　接地抵抗値は総合100Ω（避雷設備を設けたものは10Ω）以下とします。 | 添付書類№ |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 防消火設備(第６条第1項第39号第39号の２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象設備 | 粉末消火器 | 必要個数 | 計画個数 |
| 貯槽以外の貯蔵設備，処理設備又は消費設備若しくは容器置場 | 設備内の停滞ガス量10トンにつきＢ－10 1個相当以上最小設置数量:Ｂ－10　３個相当 |  |  |
| 貯　槽 | 防液堤設　　置 | 防液堤の周囲に歩行距離75ｍ以下ごとにＢ－103個相当以上 |  |  |
| その他のもの | 貯槽の周囲の安全な場所　Ｂ－10　3個相当以上 |  |  |
| 建屋内の高圧ガス設備 | 不活性ガス等の拡散設備により粉末消火器の代替えとすることができる。 |  |  |

上段：能力単位下段：設置個数 | 製造施設には，その規模に応じて，適切な防消火設備を適切な箇所に設けます。１　防火設備①

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象設備 | 該当○印 | 防　　火　　設　　備 |
| ガス設備，貯蔵設備又は消費設備（内壁又は外壁が水又は水蒸気に常時十分触れている設備，回転機械，貯槽（コールドエバポレーターを含む。），散水することが危険となる設備及び配管を除く） |  | 5Ｌ/min・㎡以上，準耐火構造以上の設備にあっては2.5Ｌ/min・㎡以上の水を噴霧できるもの |
|  | 放水ノズルの筒先圧力が0.35MPa以上であり，かつ放水能力が400Ｌ/min以上の固定式放水銃 | ２方向以上から５Ｌ/min・㎡×1.6以上の水量を放水できるもの |
|  | 放水ノズルの筒先圧力が0.35MPa以上であり，かつ放水能力が400Ｌ/min以上の移動式放水銃 |
|  | 放水ノズルの筒先圧力が0.35MPa以上であり，かつ放水能力が400Ｌ/min以上の消火栓 |  |
|  | 放水能力が1,900Ｌ/min以上の放水砲 | 5Ｌ/min・㎡×1.6以上の水量を放水できるもの |

②水源の容量は，同時に放射を必要とする最大水量を30分間以上連続して放射できる水量とします。　必要水量（法定）　　　　ｍ３　　必要水量（仕様）　　　　ｍ３　保有水量　　　　ｍ３　③供給元弁及び操作弁の操作場所と当該対象設備との距離は15ｍ以上とします。２　消火設備下記に適合する消火設備を設けます。 | 添付書類№ |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 通報設備(第６条第1項第40号）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 通報設備の通報範囲 | 該当○印 | 設けるべき通報設備（次に掲げるものの1又は2以上） |
| イ　該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所（製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。）との間(両事務所が同一の場合を除く。)ロ　現場事務所相互間 |  | イ　ページング設備 |
|  | ロ　構内電話 |
|  | ハ　構内放送設備 |
|  | ニ　インターホーン |
| 事業所全体 |  | イ　ページング設備 |
|  | ロ　構内放送設備 |
|  | ハ　サイレン |
|  | ニ　携帯用拡声器 |
|  | ホ　メガホン（当該事業所内の面積が1,500㎡以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。） |
| 事業所内の任意の場所における作業員相互間 |  | イ　ページング設備 |
|  | ロ　携帯用拡声器 |
|  | ハ　トランシーバー（計器等に対する影響のない場合に限る。） |
|  | ニ　メガホン |

 | 事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を次のとおり講じます。 | 添付書類№ |
| バルブ等の操作に係る措置(第６条第1項第41号） | 製造設備に設けたバルブ又はコックには，作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作できるように次の措置を講じます。１　バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに，当該バルブの開閉方向を明示します。２　バルブ等に係る配管には，流体の名称及び方向を表示します。３　特に保安上重大な影響を与えるバルブ等にあっては，開閉状態を明示する機能を取り付け，安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には，施錠・封印等の措置を講じます。４　バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。５　バルブ等の操作に必要な照度を確保します。 | 添付書類№ |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 導管(第６条第1項第43号） | 　導管については，次の基準に適合するように設置します。 |  |
| イ．導管の設置場所禁止 | 導管は，地崩れ，山崩れ，地盤の不同沈下等のおそれのある場所その他告示で定める場所又は建物の内部若しくは基礎面下に設置しません。 | 添付書類№ |
| ロ．地盤面上の導管の標識 | １　導管を地盤面上に設置するときは，地盤面から0.3ｍ以上離して設置します。２　周囲の状況に応じた柵，ガードレール等の防護措置を講じます。３　　高圧ガスの種類，導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識を，人目につきやすく，かつ，交通等の障害にならない場所に設けます。 | 添付書類№ |
| ハ．地盤面下の導管の標識 | １　導管を地盤面下に埋設するときは，0.6ｍ以上地盤面から下に埋設します。２　車両の交通が特に激しい公道の横断部においては1.2ｍ以上地盤面から下に埋設します。３　上記１，２における深さが得られない場合は，［カバープレート・ケーシング・肉厚を増加させる］措置を講じます。４　鉄道の横断部においては1.2ｍ以上地盤面から下に埋設し，かつ，鋼鉄のケーシングを用いて保護します。５　高圧ガスの種類，導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識を次の基準によりに設けます。(1)　人家の多い地区を通る場合は，人目につきやすく，かつ，交通等の障害にならない場所(2)　人家が少ない地区において，導管を道路に沿って設置する場合は，1,000ｍ間隔 | 添付書類№ |
| ニ．水中導管 | １　導管を船の航行する水域の水底に設置する場合は，投錨等による損傷を防止するため，必要な深さ以上の深さに設置します。２　導管を海底，河底に設置する場合は，[管の比重上げる・アンカー]等管の浮上や移動を防止するための措置を講じます。３　導管を波浪の影響を受ける接岸部に設置する場合は，波浪等による損傷を防止するため，［ケーシング・コンクリート防護・防波柵］による防護措置を講じます。４　導管を流水によって洗掘されるおそれのある河床に設置する場合は，洗掘されるおそれのない深さに埋設します。　また，水路が不安定な川床に埋設する場合は，水路の浅い部分においても深い部分の導管と水平になるように埋設します。 | 添付書類№ |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| ホ．導管の耐圧・気密性能 | 　導管は，次のいずれかの耐圧性能及び気密性能を満たします。□　液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格□　空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格□　常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格□　経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法，試験設備，試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格 | 添付書類№ |
| ヘ．導管の強度 | 　導管は，常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し，当該導管の形状，寸法，常用の圧力，常用の温度における材料の許容応力，溶接継手の効率等に応じ，十分な強度を有するものであり，又は導管の製造技術，検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものとします。 | 添付書類№ |
| ト．導管の腐食防止措置 | １　導管の腐食を防止するための措置を次のとおり講じます。(1)　腐食性のあるガスの場合は，内面防食措置［当該ガスに侵されないガスを使用・腐れ代を設ける・コーティング］を講じます。(2)　地中に埋設する場合は，［塗装材と被覆材の組み合わせによる塗覆装・アスファルトマスチック等の塗装］により外面を保護します。(3)　地中に埋設する場合は，必要に応じた電気防食措置を講じます。２　導管の応力を吸収するための措置を次のとおり講じます。(1)　地中に埋設する場合は，埋め戻しの際に十分つき固めを行い，導管が均一に，かつ，適当な摩擦力を持って土中に支持されるようにします。(2)　地上に設置する場合は，導管の伸縮を吸収するための措置を講じ，導管の支持構造物は，導管の伸縮を阻害しないものとします。 | 添付書類№ |
| チ．導管の温度上昇防止措置 | １　導管にガスを供給する設備には，常用の温度を超えた温度のガスを導管に送入せずに処理できる措置を講じます。２　導管を地上に設置する場合は，温度の異常上昇を防止するため，防食塗装の上に銀色塗料を塗装する等の措置を講じます。 | 添付書類№ |
| リ．導管の安全装置 | 導管には，常用の圧力を超えた場合に，直ちに常用の圧力以下に戻すことができるような措置を講じます。安全弁 設置数 ： 基　　　その他の安全装置( 　　)設置数 ： 基 | 添付書類№ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| ヌ．導管の水分除去措置 | １　内部潤滑剤に水を使用する圧縮機を用いて酸素を導管によって輸送するときは，導管と圧縮機との間に水分離器を設けて水分を除去します。２　天然ガスを輸送する導管とこれに接続する圧縮機との間には，水分離器を設けます。 | 添付書類№ |
| ル．導管の通報設備 | 　事業所を連絡する導管には，緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置［電話・インターホン］を講じます。 | 添付書類№ |
| 敷地境界までの距離（第７条の２第１項第２号） | 高圧ガス設備（次号から第５号までに掲げる物を除く。）は，その外面から当該事業所の敷地境界（以下この項において「敷地境界」という。）に対し６ｍ以上の距離を有し，又はこれと同等以上の措置を講じます。 | 添付書類№ |
| 室の滞留防止措置（第７条の２第１項第３号） | 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は，十分な強度を有し，かつ，当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じます。 | 添付書類№ |
| 液化天然ガス貯槽の基準（第７条の２第１項第４号） | 液化天然ガスの貯槽は，次に掲げる基準に適合します。 | 添付書類№ |
| イ．埋設 | 貯槽は地盤面下に埋設します。 | 添付書類№ |
| ロ．貯槽の構造 | 貯槽には，二重殻真空断熱式構造により，貯槽内の液化天然ガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じます。 | 添付書類№ |
| ハ．貯槽を貯槽室に設置する場合の基準 | 貯槽を室（以下この号において「貯槽室」という。）に設置する場合にあっては，次に掲げる基準に適合します。（イ）　貯槽室の上部は，十分な強度を有する構造とします。（ロ）　貯槽室には，防水措置を施します。（ハ）　貯槽室には，その構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止できる換気設備を設けます。 | 添付書類№ |
| 二．貯槽を貯槽室に設置しない場合の基準 | 貯槽を貯槽室に設置しない場合にあっては，次に掲げる基準に適合します。（イ）　貯槽を設置するときは，貯槽を地盤に固定して腐食を防止する措置を講じます。（ロ）　貯槽を設置するときは，厚さ１２ｃｍ以上の鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の強度を有するもので貯槽上部の地盤面上を覆い，かつ，貯槽が地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じます。（ハ）　貯槽を設置するときは，必要に応じ周囲に断熱及び凍結防止のための措置を講じます。 | 添付書類№ |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| ディスペンサーから道路境界までの距離（第７条の２第１項第５号） | ディスペンサーは，その本体の外面から行動の道路境界に対し５ｍ以上の距離を有し，又は，これと同等以上の措置を講じます。　　　　　計画　　　　　ｍ | 添付書類№ |
| 防火壁（第７条の２第１項第６号） | 液化天然ガススタンドの周囲（車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く。）には，高圧ガス設備と敷地境界との間に，高さ２ｍ以上の防火壁を設け，又はこれと同等以上の措置を設けます。 | 添付書類№ |
| 緊急遮断措置（第７条の２第１項第７号） | 液化天然ガスの貯槽に取り付けた配管（液化天然ガスを送り出し，又は受け入れるために用いられるものに限り，かつ，貯槽と配管との接続部を含む。第13号において同じ。）には，液化天然ガスが漏えいしたときに安全に，かつ，速やかに遮断する措置を講じます。 | 添付書類№ |
| ディスペンサーの充塡終了後の措置（第７条の２第１項第８号） | ディスペンサーには，充塡終了時に，自動的に液化天然ガスを遮断する装置を設け，かつ，充塡ホースからの漏えいを防止するための措置を講じます。 | 添付書類№ |
| 配管の措置（第７条の２第１項第９号） | 配管（高圧ガスが通る部分に限る。）には次に掲げる措置を講じます。 | 添付書類№ |
| イ．設置位置 | 外部からの衝撃により，損傷を受けるおそれのない場所に設置します。 | 添付書類№ |
| ロ．トレンチ内に設置する場合 | トレンチ内に設置する場合は，トレンチの蓋を通気性のよいものとします。ただし，次号に規定する設備を設けた場合はこの限りではありません。 | 添付書類№ |
| ガス漏えい検知警報器（第７条の２第１項第10号） | 製造施設には，当該施設から漏えいする天然ガスが滞留するおそれのある場所に，当該ガスを検知し，警報し，かつ，製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置します。 | 添付書類№ |
| 液化天然ガス貯槽間距離（第７条の２第１項第11号） | 液化天然ガスの貯槽を二以上隣接して設置する場合は，その相互間に１ｍ以上の間隔を保ちます。 | 添付書類№ |
| 液面計（第７条の２第１項第12号） | 液化天然ガスの貯槽には，液面計（ガラス液面計以外の液面計に限る。）を設けます。 | 添付書類№ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 貯槽の配管に取り付けたバルブの措置（第７条の２第１項第13号） | 液化天然ガスの貯槽に取り付けた配管には，第７号の規定により講ずる緊急遮断措置に係るバルブのほか，当該貯槽の直近にバルブを設け，かつ，液化天然ガスを送り出し，又は受け入れるとき以外の時は閉鎖します。 | 添付書類№ |
| 感震装置（第７条の２第１項第14号） | 製造施設には，施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し，警報し，かつ，製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設けます。 | 添付書類№ |
| 起動装置（第７条の２第１項第15号） | 第10号及び前号の製造設備の運転を自動的に停止する装置には，手動で操作できる起動装置を設け，当該起動装置は火災又はその他の緊急のときに速やかに操作できる位置及びディスペンサーに設置します。 | 添付書類№ |
| 遮断装置の遮断弁（第７条の２第１項第16号） | 第10号，第14号又は前号の規定により製造設備の運転を停止する場合は，充塡のための加圧設備の運転を自動的に停止し，かつ，第７号及び第８号で規定する遮断措置に遮断弁を用いる場合は，遮断弁を自動的に閉止させ，当該閉止を検知し，並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講じます。 | 添付書類№ |
| ガス設備の設置位置（第７条の２第１項第17号） | ガス設備は，車両が衝突するおそれがない場所に設置します。ただし，車両の衝突を防止する措置を講じた場合は，この限りではありません。 | 添付書類№ |
| ディスペンサーの屋根（第７条の２第１項第18号） | ディスペンサーの上部に屋根を設ける場合は，不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに，液化天然ガスが漏えいしたときに，気化した天然ガスが滞留しない構造とします。 | 添付書類№ |
| 火気取扱施設との距離及び流動防止措置（第７条の２第１項第19号） | 液化天然ガススタンド（液化天然ガス又は気化した天然ガスが通る部分に限る。）は，その外面から火気（当該液化天然ガススタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し，４ｍ以上の距離を有し，又は流動防止措置若しくは液化天然ガス若しくは気化した天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。 | 添付書類№ |
| 他の製造施設までの距離（第７条の２第１項第20号） | １　液化天然ガススタンドの処理設備と他の可燃性ガスの高圧ガス設備との距離は５ｍ以上の距離とします。２　液化天然ガススタンドの処理設備と圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備との距離は６ｍ以上の距離とします。３　液化天然ガススタンドの処理設備と酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）との距離は10ｍ以上の距離とします。 | 添付書類№ |